

# ひふみ総合法律事務所

## 企業の挑戦と有事の危機対応を 厚くサポートするスペシャリスト集団

### 官庁勤務経験弁護士らが語る 規制・当局対応の勘所

当事務所には、官公庁で規制当局の立場から企業活動に関わってきた弁護士が多数所属しています。本企画では、4名の官庁勤務経験を有する弁護士らが、座談会形式で規制・当局対応の勘所を語ります。

**矢田 悠**：はじめに自己紹介をお願いします。私は、金融庁・証券取引等監視委員会で金融商品取引法に関する法執行や銀行法に関する制度改正を担当しました。現在は、上場企業の開示規制やインサイダー取引規制、各種の業規制についてアドバイスする機会が多いです。

**堤 大輔**：約5年間にわたり検察官として業務上横領、特殊詐欺等の財産犯、性犯罪事件、暴力事件、

薬物事件など、幅広い分野の捜査・公判を担当しました。現在は、危機管理・不祥事対応、企業刑事件等を中心に取り組んでいます。

**神村泰輝**：2023年から2025年にかけて、公正取引委員会審査局において、独占禁止法の法執行やこれに伴うガイドライン策定、訴訟対応等を担当しました。特に法執行に関しては、談合・カルテルをはじめとする多様な違反行為類型について、立入検査をはじめとする行政調査から終局的な行政処分までの業務に最前線で従事してきました。

**長濱俊晴**：2021年から2023年まで、消費者庁取引対策課において、特定商取引法の法執行等の業務を担当し、同年から2025年まで、同庁表示対策課において、景品表示法の法執行・訴訟対応等の業務に従事していました。

**矢田**：早速ですが、企業から相談を受ける際に「ここが他の弁護士とは違う」と言える強みを教えて



下さい。

**堤**：我々に共通する強みとして、捜査当局や行政当局での実務経験を通じ、具体的な調査・捜査手法を熟知している点が挙げられます。例えば、当局が企業にアプローチする際、事前に何も調べ

ていないということは考えにくく、一定の事前調査を経ていることが通常です。当局側が予めどの程度の資料を確認できるものなのか、ひいては、どの程度の確度をもってアプローチしてきているのかについて目途が立てば、争うべき事案なのか否かといった点を含め、対応方針が定めやすくなります。

**神村**：企業側がきちんと予測可能性をもって有事に対応していくための判断材料を提供する点で、我々の知見が役立つように思います。

**矢田**：ありがとうございます。ところで、今、主に手続面についてお話をありがとうございましたが、実体面についても、これは官庁毎、取り扱う法令毎に違うかもしれません、庁内では、「この規定は立証が難しいからできるだけ使わないでおこう」とか、「この規定はこれくらいの悪質性がある場合にだけ適用するんだ」といったことについて一定の共通理解がある場合もあります。あまり使わない規定などは「伝家の宝刀」と呼ばれたり。条文を形式的に読むと規制に抵触するように見える場合でも、そうした一種の相場観に照らして、「この事実関係で(あるいは、この条文で)立件されることはないですよ。」とアドバイスできることもあります。

### 法令違反の疑いが発覚した場合の初動対応

**矢田**：法令違反の疑いが発覚した場合、企業がとるべき対応について、各々の得意分野に照らしてコメントいただけますか。

**神村**：談合・カルテルに関し独禁法違反が疑われ

る場合、まず検討すべきは課徴金減免制度(リニエンシー)の申請です。今後生じうる損失を最小化するため、迅速な社内調査と課徴金減免制度申請の要否に関する経営判断が不可欠です。

**長濱**：景表法にも課徴金減額制度があるため、同様の対応が求められます。当局への報告を課徴金対象行為についての調査が開始される前に行う必要があるため、事実関係を適切に把握したうえで、いかに迅速に自主申告を行うかが重要となります。

**神村**：独禁法のリニエンシーは、「スピード感」が景表法以上にシビアかもしれませんね。当局の調査開始以前に、他社との熾烈なりニエンシー競争が生じます。安易に違反行為がないと判断する、あるいは、申請対応に手間取り他社に後れをとるといった失敗を避けるため、初動から専門家の関与が不可欠です。

**矢田**：金商法上も、開示書類の虚偽記載などについてリニエンシー制度が設けられています。ただ、制度自体がマイナーなため、こうした制度の利用ができますよ、ということからアドバイスしています(笑)。



堤 大輔弁護士

### 当局から捜査・調査を受ける際の心構え

**矢田**：当局から捜査や調査を受ける際の留意点としてはどのようなことが挙げられますか。

**堤**：刑事事件では、捜査機関側に強制捜査権限があり、犯人隠匿・証拠隠滅も犯罪になることからすれば、企業は基本的に捜査機関に協力する姿勢を示すことが望ましく、関係者の事情聴取や資料提出についても可能な限り応じることになります。

もちろん、会社として主張すべきことは遠慮せず主張すべきであり、弁護士を通じて意見を述べるほか、事情聴取の場で説明する形で行うことになります。

また、社内に捜査対象者が複数いる場合、当事者間の直接連絡は口裏合わせと見られるおそれがあります。こうした場合、会社代理人である弁護士を通じて連絡や調整を行う体制をとることが望ましいです。

ところで、捜査機関は、しばしば捜査対象となる企業やその内部の役職員を被疑者と見ているのか、それとも単なる参考人なのかを明らかにしないことがあります。令状に違反事実が記載される強制捜査はともかく、任意捜査段階では、そもそもどんな犯罪行為についての調査なのかが明示されないケースもあります。この点が分からぬためにリスクの高低が見積もれず、経営層への報告に難儀するといった法務部からの相談を受けることがあります。当局側からの質問内容や資料の要求にメッセージが隠されていることが多いです。こうしたヒントを精度高く読み取り、依頼者に嫌疑の有無や想定される内容についてアドバイスすることも我々の役割の1つです。

**長濱：**特商法・景表法の調査実務では、多くの場合、当局による立入検査や報告命令が予告なく実施され、企業は十分な準備時間がないまま対応を迫られます。その際、先ほど堤さんからもお話をあったように、調査には真摯に協力しながらも、当局の問題意識を速やかに把握し、会社として主張すべきがあれば調査段階から主張していくことが重要です。

特に、特商法・景表法に基づく行政処分では弁明の機会が付与されますが、この段階では消費者庁はすでに違反認定を行っており、処分回避は極めて困難です。

また、弁明書の提出期限は、実務上、特商法の場合は10日、景表法の場合は14日程度と短く、その中で十分な反論を行うのは難しいといえます。そのため、調査段階から主張立証の準備を

進め、早期に適切な対応を取ることが重要です。

### 今後のトレンド・留意点

**矢田：**規制・当局対応に関して、今後のトレンド・企業の留意点としてはどのようなものがあるでしょうか。

**堤：**談合や粉飾決算といった不正は、いつの時代も企業にとって大きなリスクですが、最近は、改めて反社会的勢力が関わる事案やマネーローンダーリングへの巻き込まれリスクに気を配る必要があると感じています。近年、いわゆるヤクザ・暴力団の数は減少傾向ですが、その反面、インターネットなどを通じてトクリュウ(匿名・流動型犯罪グループ)の活動が活発化しています。犯罪組織と一般人の見分けがつきにくくなっている中、金融機関だけでなく、一般企業も意図せず資金洗浄の手段の一部に使われてしまうことがあります。取引内容の確認等、疑わしい取引の検知を徹底することが一層大切になってきています。

**神村：**第1に独占禁止法の執行強化の傾向があります。直近年度には違反企業に再発防止等を命じる排除措置命令の件数が過去10年間で最多となったほか、摘発される企業の規模も大企業からニッチトップな中小企業まで多岐にわたっており、未然予防・有事対応への備えがますます重要になっています。

第2に、取適法(改正下請法)の施行です。規制対象となる事業者・取引が拡大し(従業員基準・特定運送委託の導入)、禁止行為も追加されました(協議等に応じない一方的な代金決定の禁止)。改正内容を踏まえて社内マニュアルを整えるといった取組みは実施されている企業も多いと思いますが、公取委は取引実態を鋭く検査してきます。一步進んで、取引先の中小受託事業者該当性の査定的なチェックや、義務違反・禁止行為の有無についての全社的な自主点検をお勧めしています。

**長濱：**消費者法分野においても、近時、積極的な執行が行われています。景表法においては、措置命令の件数自体は減少傾向ではあるものの、2023年10月に施行されたステルスマーケティング告示違反に基づく措置命令が相次いで行われるなど、新しい動きが出てきています。また、特商法にお

いては、2023年9月、消費者庁取引対策課内に「デジタル班」が設置されて以降、通信販売の執行件数が増加しています。今後もこの傾向は続いていると考えられることから、BtoC企業における消費者庁の動向をキャッチアップしていくことが大切です。

次に、「確約手続」の導入が挙げられます。2024年10月の施行後、次々と確約計画の認定が行われています。確約計画の認定を受けることができれば、措置命令・課徴金納付命令が課されないという効果があることから、調査対象となった事業者においては、確約計画の認定を受けることも選択肢の1つとして、調査に対応することが重要です。



神村泰輝弁護士

有効な実施を図るために必要な指針が定められています。この管理措置指針は、特商法でも参考になる部分があります。このような指針を参考に、自社の役員や従業員に対する法令の周知・啓発、広告審査体制の整備・運用といった不当表示・表示義務違反を防止するための平時の体制を、各企業の実態に合わせていかに充実させるかが肝だと思います。そして、仮に表示等の審査の過程で判断に迷う事案が生じた際には、速やかに専門的な知識を有する弁護士等の第三者に相談できる仕組みを構築することが必要です。

**神村：**競争法に関して、公取委は2025年6月に「実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの整備・運用のためのガイド」を改訂しました。本ガイドは、企業のベストプラクティスに多く言及しており大変参考になります。しかし、重要なのは自社のリスク実態に合わせたカスタマイズです。ガイド通りのフルスペックな体制を形式的に導入するだけでは「絵に描いた餅」になってしまったり、営業活動を過度に萎縮させることになりかねません。自社の実情を踏まえ、どのような打ち手を講じることが実効的なのか、といった点もご相談いただければと思います。

**ひふみ総合法律事務所**  
弁護士数:14名(2025年11月末現在)  
所属弁護士:番匠史人(第二東京弁護士会)、矢田 悠(第二東京弁護士会)、小島冬樹(第二東京弁護士会)、高橋可奈(第二東京弁護士会)、川口綾子(東京弁護士会)、松原由佳(東京弁護士会)、堤 大輔(第二東京弁護士会)、神村泰輝(第二東京弁護士会)、長濱俊晴(第一東京弁護士会)、金竜貴(第一東京弁護士会)(出向中)、篠田春樹(第一東京弁護士会)、吉良一真(東京弁護士会)、生井佳代(第一東京弁護士会)、谷口陸(第二東京弁護士会)  
〒102-0083  
東京都千代田区麹町4-5-21 VORT紀尾井町8階  
URL:<https://123-law.jp/>

当事務所は、金融・会社法務・危機管理・企業間争訟・事業再生に強みを有する総合型法律事務所です。当事務所の弁護士は、官公庁やメーカー、金融機関等の企業への所属・出向、大手法律事務所での豊富な経験を通じて、それぞれの得意分野を磨いており、各分野に関する十分な専門知識を有しているのはもちろんのこと、依頼者や相手方となる官公庁・企業のモノの考え方、内部の決裁の仕組みなどにも習熟しており、交渉や争訟をより迅速かつ確に解決に導くことができると自信しています。また、近時はこうした知識をより活用し、ルールメイキング分野にも注力しています。

お問い合わせ先  
TEL:03-6261-3170  
Mail:[info@123-law.jp](mailto:info@123-law.jp)

